

市立小学校ハラスメント事案等に関する教職員の懲戒処分について（報告）

令和2年2月28日付で、以下のとおり市立小学校ハラスメント事案等について、関係教職員に対し懲戒処分を行った。

1 神戸市立小学校（須磨区）におけるハラスメント事案

（1）当該小学校におけるハラスメント

令和2年2月21日に調査委員会より提出された報告書による事実認定等を基に、関係者に対し以下の処分を行った。

（i）加害教員

① 薮 俊 （男性・34歳） 免職

② 柴田 祐介 （男性・34歳） 免職

多くの悪質なハラスメント行為に加え、一部極めて悪質なセクシュアルハラスメントを行った。

③ C教諭 （男性・37歳） 減給（10分の1）3月

校長の指導にもかかわらず被害教員に対し報復的言動を行ったことに加え、教育委員会が当初に行ったヒアリング調査において、故意に事実と異なる虚偽の申述を行った。

④ D教諭 （女性・45歳） 停職3月

悪質なハラスメント行為に加え、児童に対して不適切な指導を行った。

（ii）管理監督者

⑤ 現校長 （女性・55歳） 減給（10分の1）3月

職員間の人間関係に不安を感じながらも、教育委員会に十分な情報提供を行わなかったため、事態の悪化を防ぐことができなかった。また、加害教員らへの指導を漫然と行い、結果として被害教員への報復的言動を招いた。

⑥ 前校長 （男性・55歳） 停職3月

被害教員に対し、恫喝的言動があったほか、その姿勢自体が加害教員らの異様な言動を発生させたとも言え、管理監督責任は非常に重い。

⑦ 前々校長 （男性・62歳） 戒告

職員室における教職員間の様子について当時の教頭に任せきりで不作為であったほか、加害教員による児童に対する不適切な指導を教育委員会に報告していなかった。

（iii）その他

⑧ E教諭 （女性・40歳） 文書訓戒

X教員に対し、ハラスメントと評価しうる対応があった。

(2) 調査委員会への資料提出漏れ等

調査委員会に対して提供した資料に漏れがあったことにより、追加調査が必要となり、調査報告書の提出が遅れることとなった。

また、加害教員に対し根拠法令を誤って記載した分限休職処分の辞令等を交付した。

(i) 被処分者

- | | | | | |
|---|------|------|----------|------|
| ① | 教職員課 | 担当課長 | (男性・50歳) | 戒告 |
| ② | 教職員課 | 担当係長 | (男性・42歳) | 文書訓戒 |
| ③ | 教職員課 | 事務職員 | (男性・30歳) | 口頭訓戒 |

(ii) 管理監督責任

- | | | | | |
|---|------|--|----------|------|
| ④ | 教育次長 | | (男性・60歳) | 口頭訓戒 |
| ⑤ | 教育次長 | | (男性・59歳) | 口頭訓戒 |
| ⑥ | 総務部長 | | (男性・52歳) | 文書訓戒 |

2 全教職員に対するハラスメント調査

令和元年10月に教育委員会の全教職員に対して行った神戸市立学校園等におけるハラスメント調査に基づき、以下の処分を行った。

(1) パワーハラスメントの事案

(i) 被処分者

- | | | | | |
|---|------|----------|-----------|----|
| ① | 教諭 | (男性・40代) | 減給(10分の1) | 3月 |
| ② | 臨時講師 | (男性・30代) | 戒告 | |

(ii) 処分理由

行き過ぎた指導及びパワーハラスメント行為に該当するなどの不適切な行為により、被害教職員のみならず、周囲の教職員を不快な気持ちにさせた。

(iii) 管理監督責任

- | | | | | |
|---|-----|----------|------|--|
| ③ | 校長 | (男性・50代) | 文書訓戒 | |
| ④ | 前校長 | (男性・50代) | 口頭訓戒 | |

(2) セクシュアルハラスメントの事案

(i) 被処分者

教諭 (男性・40代) 減給(10分の1) 3月

(ii) 処分理由

同僚女性教職員に対し、性的な発言、抱きつく、手を握る等のセクシュアルハラスメント行為を行った。

3 教育長・教育委員の報酬の自主返納

市立小学校ハラスメント事案等について、社会に与えた影響が非常に大きく教育行政の信用を失墜させたとして、以下のとおり報酬を自主返納した。

- | | | | | |
|---|------|-------------|----|---------------|
| ① | 教育長 | 報酬月額(10分の2) | 3月 | |
| ② | 教育委員 | 報酬月額(10分の1) | 3月 | (※正司委員を除いた4名) |